

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松下 浩一 殿

(商号又は名称) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 越田 進

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2024 年 3 月 31 日現在)

資本金の額	3 億円
会社が発行する株式の総数	100,000 株
発行済株式総数	60,000 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構 (2024 年 3 月 31 日現在)

A. 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを召集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を収集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこないます。

B. 投資運用の意思決定機構

◆PLAN : 計画

運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。

ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用部長が承認します。

◆DO : 実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用をおこなうとともにファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が計画に沿っておこなわれていることを確認します。

◆CHECK：検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライアンス部がモニタリングをおこないます。

モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

上記のとおり、委託会社では、PLAN-DO-CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用をおこなっています。

2. 事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定をおこなうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）をおこなっています。

なお、2024年5月31日現在、委託会社が運用の指図をおこなっている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	15	134,741,173,368
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	15	134,741,173,368

3. 委託会社等の経理状況

- （1）委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- （2）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （3）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(監査報告書の謄本を添付しております。)

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	※ 2		544, 425		580, 173
前払費用			28		28
未収委託者報酬			281, 612		292, 257
未収入金			—		126
流動資産計			826, 067		872, 586
固定資産					
有形固定資産			2, 950		2, 944
建物	※ 1	—		1, 686	
器具備品	※ 1	2, 950		1, 258	
無形固定資産			2, 184		1, 101
ソフトウェア		2, 184		1, 101	
固定資産計			5, 134		4, 046
資産合計			831, 202		876, 632
(負債の部)					
流動負債					
預り金			425		325
未払金			177, 202		181, 470
未払手数料	※ 2	151, 603		156, 407	
未払委託調査費		20, 245		19, 054	
その他未払金		5, 353		6, 008	
未払費用			249		330
未払法人税等			10, 671		12, 957
未払消費税等			3, 572		5, 999
流動負債計			192, 121		201, 083
負債合計			192, 121		201, 083
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300, 000		300, 000
資本剰余金			300, 000		300, 000
資本準備金		300, 000		300, 000	
利益剰余金			39, 080		75, 549
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		39, 080		75, 549	
株主資本計			639, 080		675, 549
純資産合計			639, 080		675, 549
負債・純資産合計			831, 202		876, 632

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		894,394		910,493	
営業収益計			894,394		910,493
営業費用					
支払手数料	※1		492,938		500,990
広告宣伝費			1,749		2,236
調査費			89,377		83,749
調査費		4,014		4,285	
委託調査費	※1	85,363		79,463	
委託計算費			43,603		44,813
営業雑経費			30,189		33,067
通信費		731		771	
印刷費		28,189		31,091	
諸会費		1,268		1,203	
営業費用計			657,858		664,857
一般管理費					
給料			158,952		154,904
役員報酬		27,168		27,168	
給料・手当		131,784		127,736	
法定福利費			3,299		3,044
福利厚生費			35		5
交際費			207		467
旅費交通費			4,701		6,184
租税公課			7,446		6,144
不動産賃借料			10,845		10,145
修繕維持費			—		618
固定資産減価償却費			2,743		3,041
消耗品費			559		208
支払報酬			6,747		6,495
支払手数料			246		212
寄付金			40		—
諸経費			1,226		1,198
一般管理費計			197,052		192,671
営業利益			39,483		52,965
営業外収益					
雑収入		0		4	
営業外収益計			0		4
経常利益			39,484		52,969
税引前当期純利益			39,484		52,969
法人税、住民税及び事業税			11,110		16,501
当期純利益			28,374		36,468

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	300, 000	300, 000	300, 000	10, 706	10, 706	610, 706	610, 706
当期変動額							
当期純利益				28, 374	28, 374	28, 374	28, 374
当期変動額合計	—	—	—	28, 374	28, 374	28, 374	28, 374
当期末残高	300, 000	300, 000	300, 000	39, 080	39, 080	639, 080	639, 080

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	300, 000	300, 000	300, 000	39, 080	39, 080	639, 080	639, 080
当期変動額							
当期純利益				36, 468	36, 468	36, 468	36, 468
当期変動額合計	—	—	—	36, 468	36, 468	36, 468	36, 468
当期末残高	300, 000	300, 000	300, 000	75, 549	75, 549	675, 549	675, 549

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18 年
器具備品	4～10 年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	—	80 千円
器具備品	12, 425 千円	14, 303 千円
計	12, 425 千円	14, 384 千円

※ 2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	392, 890 千円	332, 191 千円
未払手数料	67, 979 千円	72, 165 千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	203,450 千円	213,595 千円
委託調査費	43,844 千円	40,994 千円

(注 1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注 2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000 株	—	—	60,000 株

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000 株	—	—	60,000 株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	544,425	—
未収委託者報酬	281,612	—
合計	826,038	—

当事業年度（2024年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	580,173	—
未収委託者報酬	292,257	—
合計	872,430	—

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,016	1,194
その他	147	145
繰延税金資産小計	1,164	1,339
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,164	△1,339
評価性引当額小計	△1,164	△1,339
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)
実効税率	30.04%	30.04%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%	0.21%
住民税均等割	0.77%	0.60%
評価性引当額の増減	△0.18%	0.34%
その他	△2.61%	△2.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.14%	28.50%

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	203,450	未払手数料	67,979
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	43,844	未払委託調査費	3,877

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
- ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

前事業年度(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接 34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	213,595	未払手数料	72,165
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接 21%	投資の助言	投資助言料の支払	40,994	未払委託調査費	3,807

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
 - ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

当事業年度（2024 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	10,651.35 円	1 株当たり純資産額	11,259.15 円
1 株当たり当期純利益金額	472.90 円	1 株当たり当期純利益金額	607.80 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益 (千円)	28,374	当期純利益 (千円)	36,468
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	28,374	普通株式に係る当期純利益 (千円)	36,468
普通株式の期中平均株式数 (株)	60,000	普通株式の期中平均株式数 (株)	60,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2024年6月24日
作成基準日 2024年6月3日

本店所在地 横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
お問い合わせ先 企画部